

コンタクトレンズを希望の患者様へ

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料（２９１点）を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料（７６点）を算定いたします。

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、**コンタクトレンズ検査料１（２００点）**を算定いたします。ただし、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

ご不明な点がございましたら、医事課（総合受付）までご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名：佐々木 秀一郎

（眼科診療経験年数 １１年【令和７年４月現在】）

保険外併用療養費について

健康保険では、保険が適用されない保険外診療があると、保険が適用される診療も含めて、医療費の全額が自己負担となります。

ただし、保険外診療を受ける場合でも厚生労働大臣の定める評価療養（医薬品の治験に係る診療）については保険診療との併用が認められており、通常の診療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は一般の保険診療と同様に扱われ、その部分については一部負担金を支払うこととなり、残りの額は「保険外併用療養費」として健康保険から給付が行われます。

令和７年４月１日 和歌山労災病院長